



# 鳥取県公報

平成 20 年 5 月 27 日 (火)  
第 7 9 9 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (387) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (388) (〃) . . . . . 2
	種畜証明書の書換交付 (389) (畜産課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (390) (森林保全課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (391) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (392) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更 (393) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更 (394) (〃) . . . . . 4
	土地改良区の役員の退任 (395) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (396) (西部総合事務所県民局) . . . . . 5
◇ 教委告示	平成 21 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (12) (高等学校課) . . . . . 5
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (2 件) (広報課) . . . . . 10
	落札者の決定 (警察本部会計課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第 387 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 村上内科クリニック	境港市上道町 3052-1	平成 20 年 5 月 1 日

## 鳥取県告示第 388 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
村上内科クリニック	境港市上道町3052-1	平成20年4月30日

## 鳥取県告示第 389 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
平 19 鳥取県 1 第 40 号	種畜の名前の変更	福鵬	安福照

## 鳥取県告示第 390 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北栄町東高尾字奥谷773の5、852の1から852の3、852の313、852の317

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、北栄町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 391 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	河 原 茂 輔	鳥取市本高135
〃	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	松 下 卯 一 郎	鳥取市本高358
〃	松 尾 敏 行	鳥取市本高146
〃	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
監 事	山 本 紘 一 郎	鳥取市本高164
〃	河 原 利 明	鳥取市本高129
〃	小 松 原 親 好	鳥取市本高169
〃	松 村 則 美	鳥取市本高174

平成20年 4 月 23 日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	河 原 茂 輔	鳥取市本高135
〃	松 村 則 美	鳥取市本高174
〃	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
〃	山 本 紘 一 郎	鳥取市本高164
〃	懸 樋 勝 雄	鳥取市本高92
〃	小 松 廣 美	鳥取市本高16
監 事	松 下 卯 一 郎	鳥取市本高358
〃	福 本 政 男	鳥取市本高364
〃	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	松 尾 敏 行	鳥取市本高146

平成20年 4 月 24 日就任 任期 2 年

**鳥取県告示第 392 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人中部 福 社 会 理 事 長 田熊 博文	東伯郡北栄町東 園331-1	北栄居宅介護支援セ ンターあずま園	東伯郡北栄町東園 331-1	平成20年5月23日

**鳥取県告示第 393 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人仁厚会 理 事 長 藤 井 省 三	倉吉市山根43	訪問看護ステーション くらよし	倉吉市山根43-1	平成20年5月1日

**鳥取県告示第 394 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人仁厚会 理 事 長 藤 井 省 三	倉吉市山根43	訪問看護ステーション くらよし	倉吉市山根43-1	平成20年5月1 日

**鳥取県告示第 395 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 永 田 邦 義 東伯郡琴浦町大字籠津131-5

平成20年5月16日退任

---

**鳥取県告示第 396 号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年7月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年5月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ワークショップ・アクティブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

足立 薫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎7丁目6-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、在宅で一般企業に心身の状態で就職できない障害者や、就職していても職場の人間関係が原因で退職したり、体調が悪くなり疲労が重なる障害者に対し、障害の状態に合わせた作業を行うことで一般の人から理解してもらおうと共に、障害者の社会的自立と社会参加の促進を図り、作業所に集まる仲間と働く意欲を持つことを目的とする。

---

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第 12 号**

平成 21 年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 21 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法によ

り生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

## 2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成 21 年 3 月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者とする。

## 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

### (1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の 2 分の 1 の範囲内とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2 分の 1 の範囲を超えて募集することができる。

#### ア 実施期日

平成 21 年 2 月 9 日（月）

#### イ 検査内容

(ア) 面接又は口頭試問は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文又は小論文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

#### ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録、面接又は口頭試問、作文又は小論文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

#### エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成 21 年 3 月 13 日（金）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

### (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 実施期日

平成 21 年 3 月 5 日（木）及び 6 日（金）（ただし、学力検査は、平成 21 年 3 月 5 日（木）とする。）

#### イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

##### a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3 教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

##### b 検査時間等

各教科とも 50 分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が 3 教科又は 4 教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

##### c 配点等

(a) 各教科の配点は、50 点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1 教科又は 2 教科の得点を 1 倍を超え 2 倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8 対 2 から 2 対 8 までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

## ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を 2 倍するものとする。

## エ 合格発表

平成 21 年 3 月 13 日（金）

## オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

## (3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## ア 実施期日

平成 21 年 3 月 23 日（月）

## イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

## ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

## エ 合格発表

平成 21 年 3 月 25 日（水）

## 4 通信制課程における入学者選抜

## (1) 実施期日

平成 21 年 3 月 3 日（火）から同月 26 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

## (2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

## (3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

## (4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

## 5 配慮事項

## (1) 検査に当たっての配慮

身体等に障害のある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

## (2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

## 6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

## 公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 1 級
- 2 実施日時  
平成 20 年 9 月 27 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30 名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
    - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
    - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であること。
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
平成 20 年 7 月 22 日（火）から同月 25 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

## 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

## 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他

- (1) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2 級

## 2 実施日時

平成 20 年 9 月 2 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

## 3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

## 4 受検定員

30 名

## 5 検定の内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

## 7 検定申請書の受付期間

平成 20 年 7 月 22 日（火）から同月 25 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、受検票及び筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

---

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	県政広報番組「とっとり Why?」の制作及び放送 一式
2 契約方式	随意契約
3 契約日	平成 20 年 4 月 1 日
4 契約の相手方の名称及び所在地	日本海テレビジョン放送株式会社 鳥取市田園町四丁目 360
5 契約金額	36,676,500 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第 10 条第 1 項第 1 号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県企画部広報課 鳥取市東町一丁目 220

---

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 契約日              | 平成20年4月1日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社新日本海新聞社<br>鳥取市富安二丁目137   |
| 5 契約金額             | 41,810,212円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部広報課<br>鳥取市東町一丁目220   |

-----

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式                       |
| 2 契約方式             | 一般競争入札   |
| 3 落札日              | 平成20年3月26日                                     |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 住友電工システムソリューション株式会社大阪事業所<br>大阪府大阪市此花区西島五丁目5-23 |
| 5 落札金額             | 53,550,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                  |
| 6 入札公告日            | 平成20年2月8日                                      |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                                       |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271                   |